

## あらか海陽スマートタウン9街区の一部売却に係る

### 公募型プロポーザルに関する質問への回答

No.	区分	ページ	項目
1	実施要領	8	7 温泉について
質問	貸付料について具体的におよその金額を教えてくださいと助かります。		
回答	温泉を掘削する指定用地の貸付料（年額）については、おおよそ14万円を見込んでおります。当該貸付料は仮算出した固定資産税評価額に100分の4を乗じて得た参考額となりますのでご注意ください。また、指定用地を売買する際の売払価格の基となる固定資産税評価額につきましても、賦課期日における当該土地の現況及び利用目的により変動する可能性がございますので併せてご注意ください。		

No.	区分	ページ	項目
2	実施要領	11	11 参加表明書の受付 (4) 参加表明書類の構成
質問	印鑑証明書について正本1部及び副本9部とありますが、写しは不可で10部とも原本が必要でしょうか。		
回答	印鑑証明書について正本1部を原本とし、副本9部は写しで構いません。		

No.	区分	ページ	項目
3	実施要領	8	7 温泉について (4) 埋設管の設置、占用許可申請
質問	占用料のおおよその金額を教えてくださいと助かります。		
回答	温泉を掘削する指定用地から売却物件までの距離を550メートル、外径0.07メートル未満の水管の埋設を仮定した場合の占用料（年額）については、おおよそ1万4千円を見込んでおります。当該占用料については、占用物件の規模別に定める単価に距離を乗じて得た金額となり、占用物件の種類、規模及び距離によりその額は変わります。占用料の額を規定する荒尾市道路占用料徴収条例（昭和26年条例第38号）については、下記リンク先からご確認ください。 外部リンク（荒尾市例規集）： <a href="https://en3-jg.d1-law.com/arao-shi/dlw_reiki/mokuji_bunya.html">https://en3-jg.d1-law.com/arao-shi/dlw_reiki/mokuji_bunya.html</a>		